

「美濃加茂市第5期障がい福祉計画（案）」に関する 意見募集結果

1 目的

「美濃加茂市第4期障がい福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、国の法制度の改革の動向をはじめ、美濃加茂市の障がい者福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、「美濃加茂市第5期障がい福祉計画」（以下「本計画」）を策定します。また本計画は児童福祉法による法定計画として、障がい児についてのサービス整備方針を示す障がい児福祉計画を一体的に策定します。本計画について市民の皆様の意見を募集します。

2 実施期間

平成30年1月4日（水）～1月31日（水）

3 周知方法

- (1) 広報みのかも（12月1日号）に『「美濃加茂市第5期障がい福祉計画（案）」についてご意見を募集します』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに、『「美濃加茂市第5期障がい福祉計画（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (3) 美濃加茂市健康福祉部福祉課にて「美濃加茂市第5期障がい福祉計画（案）」の閲覧を実施

4 意見の提出方法

*意見提出者数 2人

*意見提出件数 2件

5 提出された意見と市の考え方

意見内容	
(1)	<p>就労について</p> <p>近隣市町村への就職といえど数に限りがある。また、殆どで「運転免許が必要」という就職案件が障害者求人でも有り、障害により軽度でも免許が取れない障害者はこういった案件に応募できない。</p> <p>愛知県まで幅を広げればなんとかなるかもしれないが、それでも「越県だから」「身障者だから」といって幾ら法で定めているとは言え、就職を拒む。軽度な障害で、職安案件に応募したとしても就職口が無いとなれば、民間ですら案件が無い昨今どこを頼っていいか分からない。</p>

	<p>就職（長期就労）が確保できるように、政策で何とかならないものだろうか。</p>
<p>ご意見に対する市の考え方</p>	<p>本計画は、障害者総合支援法による法定計画であり、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らせるように、利用者が増加している障がい福祉サービス等について、国が定める基本指針に基づき、数値目標とサービス提供体制の整備方針を示すものです。</p> <p>ご意見にある「就労について」は、平成29年度を初年度とする「美濃加茂市障がい者計画」の中で施策の方向性を示しております。この計画に基づき事業等の実施や推進を図っていきたいと考えております。</p>
<p>意見内容 (2)</p>	<p>内容は膨らんできていると思いますが、いつもながら 福祉関連の有職者が、良かれという考えでの内容に思えます。</p> <p>『今の障がい当事者（本人・家族・生活支援者）から、将来の地域の障がい者福祉へ、助言をいただく』というような、当事者の意見が源泉となって、施策のデザインをするということが必要で、当然、充足度も高まります。</p> <p>現行の制度の『谷』も当然ありますが、当事者から聞き出し、それを行政は取りまとめるだけでいい。</p> <p>なかなかご理解が難しいところだと思いますが、ステークホルダの人々への権限の委譲（ユーザーエンパワーメント）で、行政側が良し悪しを決めて進めていくというのは、旧式でしょう。</p>
<p>ご意見に対する市の考え方</p>	<p>ご意見にあるように「当事者の方の思いやご意見」を主軸に福祉計画を策定していくことが理想的な姿であると認識しております。</p> <p>また、そのような策定プロセスを経ていくことが重要であるとのことのご意見にも共感します。</p> <p>本計画においては、当事者団体・事業所等へのヒアリングや昨年実施したアンケートのご意見も参考として策定いたしました。</p> <p>加えて、それらの意見から浮かび上がってくる課題を、限定的に周知するのではなく、当事者を支える支援者の方々にも、広く認知かつ共有していただき、同じ問題意識の中で、今後の対応や取組を考えるためには、福祉関連の支援者や有識者も交えて協議していくプロセスにも社会的意義があると考え、策定段階において関わっていただきました。</p> <p>基本理念として継承している「まあるいまち みのかも 市民がともに支え合うまち」の実現に向け、当事者と支援者の垣根を可能な限り取り除き、双方が関り合うことのできる場の創出や地域づくりが、地域共生社会の構築にもつながっていくものと考えております。</p>